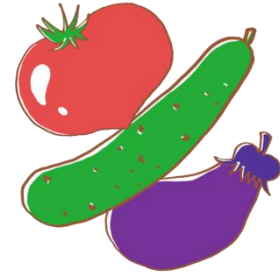


～箕輪町 町民菜園利用の決まり～

<令和5年4月>

利用者同士が気持ち良く楽しく利用できるよう、次のことを守り、利用しましょう。

- 町民菜園は、農地として利用してください。
- 栽培する作物は自家消費用としてください。
- 転貸(他の方への又貸し)はできません。
- 土地の形状を変えたり、建物等は設置しないでください。



- 通路を確保するため、区画の境から30cm程度の間隔を開けて、栽培してください。
- 水(西部箕輪土地改良区灌がい用水)が使用できます。使いすぎないようにご注意ください。
- 農薬等を使用する場合は、他の区画や近隣の農地にかからないよう十分ご注意ください。
- 夏場は菜園内に雑草が繁茂し、害虫の発生や隣接地へ種が飛ぶ等の恐れがあります。周囲の利用者のみなさまと協調し、適切な管理と除草をお願いします。
- 通路や畦畔など、共通部分の除草については、畑に接する方を中心に利用者皆様に協力し合って管理をお願いします。
- 家庭ゴミを菜園内に持ちこまないでください。
- 収穫物の残渣を放置せず、適切な管理をお願いします。
- 菜園内でゴミ等の焼却は行わないでください。
- 菜園利用を中止する場合は、区画内のすべての資材・作物を整理し、必ず土を起こし使える状態にして返還してください。(年度の中途でも既に納付された賃料の返還はありません。)
- 土地所有者又は町の都合により利用期間の途中で菜園の閉鎖があった場合でも、町は未経過賃料以外の補償は行いませんのでご了承ください。
- 地域農業者や他の利用者と協調し、相互交流を図るよう努めてください。

<町民菜園に関する連絡先>

箕輪町役場みどりの戦略課 みらいのせんりやくがかり 未来農戦略係
電話 0265-79-3170